

第**110**期定時株主総会
招集ご通知

日時

平成30年 6月28日 (木曜日)
午前10時

場所

鹿児島市山下町1番1号
当行本店4階ホール

目次

第110期定時株主総会招集ご通知	1
議決権の行使方法のご案内	3
議決権行使書のご記入方法について	4
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	25
監査報告書	30
株主総会参考書類	34

証券コード 8554
平成30年6月7日

株 主 各 位

鹿児島市山下町1番1号
株式会社 **南日本銀行**
取締役頭取 森 俊 英

第110期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第110期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 鹿児島市山下町1番1号 当行本店4階ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第110期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第110期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://nangin.jp>) に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://nangin.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎ 当日は**軽装（クールビズ）**にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法のご案内

下記のいずれかの方法により議決権の行使をお願いします。



1 株主総会に出席する場合

株主総会開催日時

平成30年6月28日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



2 議決権行使書を郵送する場合

行使期限

平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

▶▶ [次頁をご覧ください。](#)

議決権行使書のご記入方法について

本定時株主総会の議案を「株主総会参考書類」34ページより41ページに記載しておりますので、ご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

第1号議案について

第1号議案に賛成される場合には、議案の賛否表示欄の「賛」の欄に○印を、異なる意思をご表示される場合は「否」の欄に○印を表示願います。

第2号議案ならびに第3号議案について

第2号議案ならびに第3号議案につきましては、候補者全員に賛成される場合には、該当議案の賛否表示欄の「賛」の欄に○印を、候補者全員に異なる意思をご表示される場合には、「否」の欄に○印を表示願います。

一部の候補者につき異なる意思を表示される場合には、「賛」の欄に○印をご表示されたうえ、「株主総会参考書類」に記載の該当候補者の番号をご記入ください。

なお、各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うこととさせていただきます。

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書		議決権行使票		
株主番号		第1号議案	第2号議案	第3号議案
賛	否	賛	賛	賛
否	賛	否	否	否

お願い

- 株主総会ごとの議案は、各議決権行使書裏面に記載の欄にご記入ください。なお、議決権行使書裏面に記載の「議決権行使票」を複数枚提出していただくことはできません。
- 株主総会ごとの議案は、各議決権行使書裏面に賛否を表示し、○印を捺印し、封筒に入れて提出してください。
- 議決権行使書裏面に異なる意思を表示される場合は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の該当候補者の番号をご記入ください。

株式会社 南日本銀行

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案	第2号議案 (下の候補者を除く)	第3号議案
賛	賛	賛
否	否	否

第2号議案ならびに第3号議案について

全員賛成の場合 → 賛 に○印

全員反対の場合 → 否 に○印

一部候補者に反対の場合 → 賛 に○印をし、反対する候補者番号を空欄に記入

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【金融経済環境】

当連結会計年度のわが国経済は、輸出や生産の持ち直しに伴う企業収益の堅調な推移を背景として、雇用や所得環境が改善し、個人消費や民間企業設備投資などにより国内需要も持ち直すなど好循環が進展する中、緩やかな回復基調が続きました。

一方、県内経済におきましては、生産活動や個人消費が底堅く推移し、観光関連が堅調さを増す中、全体としては緩やかな回復が続いているものの、先行きについては一部不透明な部分もあります。

【事業の経過及び成果】

このような経営環境の中、当行は「WIN-WINネット業務（新販路開拓コンサルティング）」を「本業」と位置付け、地域の皆様のご期待にお応えできるよう組織的・継続的に取り組んでまいりました。

また、平成29年度より第四次経営強化計画をスタートさせており、真の顧客本位の業務運営を目指して「WIN-WINネット業務」を更に質の高いものとし、本業支援や事業再生支援、創業・新事業支援等に積極的に取り組むことで、お取引先とのリレーションを強めるとともに、地域経済活性化に貢献してまいります。

以上のような経営環境のもと、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

<預金>

預金は、安定した資金調達を第一に考え、個人・法人預金を中心に増強を図った結果、当連結会計年度末の残高は、前連結会計年度末に比べ173億円増加し、7,422億円となりました。

<貸出金>

貸出金は、中小企業貸出等を中心に増強を図り、当連結会計年度末の残高は、前連結会計年度末に比べ2億円増加し、5,657億円となりました。

<有価証券>

有価証券は、前連結会計年度末に比べ61億円減少し、855億円となりました。

<損益>

当連結会計年度の経常収益は、有価証券売却益や貸出金利息及び金融商品販売手数料の減少等により、前連結会計年度に比べ14億18百万円減少し、178億65百万円となりました。

また、経常費用は、与信関係費用の減少等により、前連結会計年度に比べ7億15百万円減少し、156億23百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度に比べ7億3百万円減少し、22億42百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ11億17百万円減少し、8億20百万円となりました。

<店舗関係>

平成29年5月、駐車設備の拡充などお客様の利便性向上を図るため、上町支店を移転リニューアルオープンしました。また、平成29年9月には、WIN-WINネット業務において首都圏マーケットでの販路拡大の役割を担う東京支店を移転リニューアルオープンしました。

店舗外ATMにつきましては、効率的なATM網の構築を図るため2カ所のATMを廃止し、平成30年3月末現在で91カ所の設置となっております。平成26年4月にはセブン銀行とのATM利用提携を開始しており、お引き出しについては、ほぼ24時間利用可能となるなど、利便性の向上に努めております。

<金融サービス>

金融サービス面では、平成30年に迎える明治維新150年を記念した「明治維新観光定期預金」をはじめ、退職金の運用ニーズに応える「一期一得定期預金」等を発売いたしました。加えて、株主の皆様からの日頃のご支援にお応えするための「株主優遇定期預金」の販売、スポーツを通じ地域経済活動の活性化に寄与することを目的とした「鹿児島ユナイテッドFC定期預金」の再販など、商品ラインナップの充実にも努めております。

また、ミナミネット支店（平成23年4月開設）においては、非対面での24時間インターネット、携帯電話等によるローン申込みの受付を行い、お客様のニーズに即した商品の提供を行っております。更に、平成29年5月より、お客様との接点拡大及び利便性向上を目的とした「なんぎんスマホアプリ」を導入しました。

地元取引先事業者に対しては、お取引先の本業支援策である「WIN-WINネット業務」（平成23年10月より開始）に組織を挙げて取組んでおり、平成29年度からは、経営改善が必要なお客様に対する販路開拓支援に特に注力するなど、地域経済活性化に向けた取組みを加速させております。

当行は、平成31年に予定している顧客利便性の向上を目的とした新勘定系システムへの円滑な移行を進め、今後も新商品の開発や、お客様へのサービス向上に積極的に取組んでまいります。

【対処すべき課題】

地域金融機関を取り巻く経営環境は、顧客ニーズの多様化や金融機関同士の競争激化、また、中長期的には人口減少が見込まれる中で厳しさを増しております。

このような中、当行は地域を支える金融機関として、お取引先への更なる経営支援の取組みによって、雇用や商流の維持・拡大を図り、地元鹿児島を中心とした地域経済の活性化にこれまで以上に取組んでまいります。

また、当行は、短期的な収益ではなく、中長期的に安定した収益を確保することが重要であると考えており、これまで以上に「顧客本位の業務運営」の実践に徹し、お客様のニーズに合った適切な金融商品・サービスの提供に努めてまいります。

今後においても「地域に密着し、真に地域の発展に役立つ銀行」を目指し、役職員一丸となって各種施策に取組んでまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	192	202	192	178
経常利益	35	41	29	22
親会社株主に帰属する当期純利益	25	22	19	8
包括利益	49	4	15	7
純資産額	424	422	431	432
総資産	7,569	7,727	7,818	7,972

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預金	7,009	7,162	7,249	7,422
定期性預金	4,617	4,667	4,623	4,622
その他	2,391	2,495	2,625	2,799
貸出金	5,601	5,739	5,662	5,662
個人向け	2,015	2,053	2,040	1,982
中小企業向け	3,216	3,317	3,285	3,337
その他	368	368	336	343
商品有価証券	1	1	0	0
有価証券	1,055	1,059	917	855
国債	523	532	416	334
その他	532	526	500	521
社債	20	20	20	—
総資産	7,553	7,706	7,791	7,941
内国為替取扱高	22,763	23,211	22,596	22,380
外国為替取扱高	百万ドル 40	百万ドル 21	百万ドル 17	百万ドル 24
経常利益	百万円 3,534	百万円 4,103	百万円 2,927	百万円 2,252
当期純利益	百万円 2,576	百万円 2,182	百万円 1,930	百万円 830
1株当たり当期純利益	円 銭 29 43	円 銭 24 62	円 銭 216 83	円 銭 81 21

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を自己株式数を控除した期中の平均発行済普通株式数で除し、単位未満を四捨五入して算出しております。

3. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、前事業年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 企業集団及び当行の使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業者名	当年度末	前年度末
株式会社南日本銀行	676人	668人
南九州サービス株式会社	0人	0人
なんぎんリース株式会社	1人	1人
合計	677人	669人

- 注 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
2. 南九州サービス(株)、なんぎんリース(株)の使用人には、(株)南日本銀行からの出向者は含まれておりません。

② 当行の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	676人	668人
平均年齢	38年 7月	38年11月
平均勤続年数	15年 8月	16年 1月
平均給与月額	353千円	355千円

- 注 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

① 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	うち出張所		うち出張所	
鹿 児 島 県	55店	(3)	55店	(3)
宮 崎 県	2	(―)	2	(―)
熊 本 県	4	(―)	4	(―)
福 岡 県	2	(―)	2	(―)
東 京 都	1	(―)	1	(―)
合 計	64	(3)	64	(3)

注 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動預払機を91カ所（前年度末93カ所）設置しております。

② 当年度新設営業所

当年度における営業所の新設はありません。

注 当年度において、タイヨー小松原店出張所、鹿屋市役所出張所の計2カ所の店舗外現金自動預払機を廃止いたしました。

(5) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,267
---------	-------

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
新勘定系システム関係	471
ソフトウェアの導入・更改	294
上町支店新店舗関係	159

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
なんぎんリース株式会社	鹿児島市中央町26番18号	リース業務	昭和60年7月4日	百万円 70	% 68 (6)
南九州サービス株式会社	鹿児島市泉町2番3号4F	現金等輸送業務	昭和59年3月1日	10	50

- 注 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行議決権比率は、直接所有と間接所有等の合計比率で記載し、()内は間接所有等の比率であります。
3. 当期の連結経常収益は178億65百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は8億20百万円であります。

② 重要な業務提携の概況

- イ. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ロ. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫262金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合130組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連717（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ハ. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ニ. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS接続方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ホ. 九州地区第二地銀6行で勘定系及び対外系システム等オンラインシステムを共同利用しております。

- へ. 宮崎太陽銀行、豊和銀行と3行のお取引先に対する経営支援を通じて地域経済の活性化に貢献するため、「3行合同地域再生支援委員会」を設立するとともに、各行において、あおぞら銀行グループと「九州地域活性化ファンド（あおぞら銀行グループ設立）」を活用したお取引先の事業再生支援に関する業務提携を行っております。
- ト. 取引先企業の再生支援強化のために鹿児島県内に本店を置く、当行を含む7金融機関（当行、鹿児島銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、奄美大島信用組合）と鹿児島県信用保証協会及び鹿児島県中小企業再生支援協議会が参加して株式会社ドーガンと「かごしま企業再生ファンド」を活用した「業務協力協定」を締結しております。
- チ. セブン銀行とのATM利用提携について、平成26年4月14日より利用提携を開始しております。CAFIS接続方式で当行キャッシュカードのセブン銀行ATM利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況（平成29年度末現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
森 俊 英	代表取締役頭取	事業組合システム バンキング九州共 同センター理事長	
齋 藤 眞 一	代表取締役副頭取		
松 下 弘 志	常務取締役 人事総務部長兼人材開発室長		
春 山 慶次郎	常務取締役 本店営業部長		
市 坪 功 治	取 締 役 経営企画部長兼経営計画推進室長		
正 野 和 広	取 締 役 営業統括部長		
濱 口 直 也	取 締 役 審 査 部 長		
高 田 守 國	取 締 役（社 外）		鹿児島県出納長、副知事を 歴任するなど財務・会計に 関して相当程度の知見を有 するものであります。
野 間 俊 美	取 締 役（社 外）	弁護士法人野間 法律事務所代表 弁護士	
中 野 義 明	監 査 役（常 勤）		
永 山 在 紀	監 査 役（社 外）	南国殖産株式会社 代表取締役社長	南国殖産株式会社の代表取 締役社長であり、同社の経 理部門を所管する役員を歴 任するなど、財務・会計に 関して相当程度の知見を有 するものであります。
山 原 芳 樹	監 査 役（社 外）	鹿 児 島 大 学 名 誉 教 授	
西 山 芳 久	監 査 役（社 外）		

注 当行は、高田守國氏、野間俊美氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	9人	117
監査役	5人	27
計	14人	144

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬等には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬43百万円は含まれておりません。
3. 株主総会で定められた役員に対する報酬限度額は、取締役について年額200百万円以内、監査役については年額45百万円以内であります。
4. 役員賞与は支給しておりません。
5. 平成23年6月に役員退職慰労金制度を廃止しており、平成23年7月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。

(3) 責任限定契約

当行と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
野間俊美	弁護士法人野間法律事務所は、当行と通常の銀行取引があります。
永山在紀	南国殖産株式会社は、当行と通常の銀行取引があります。
山原芳樹	鹿児島大学は、当行と通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
高田守國	14年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会14回のうち13回出席	必要に応じ、行政の豊富な経験を活かし、高い見識から発言を行っております。
野間俊美	2年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会14回全てに出席	必要に応じ、弁護士としての高い見識と幅広い経験から発言を行っております。
永山在紀	11年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会14回のうち12回出席 当事業年度開催の監査役会12回のうち9回出席	必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験と高い見識から発言を行っております。
山原芳樹	7年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会14回全てに出席 当事業年度開催の監査役会12回全てに出席	必要に応じ、学識者としての高い見識と幅広い経験から発言を行っております。
西山芳久	2年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会14回のうち13回出席 当事業年度開催の監査役会12回のうち11回出席	必要に応じ、行政の豊富な経験を活かし、高い見識から発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	18	—

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	
	普通株式	32,000千株
	A種優先株式	32,000千株
	発行済株式の総数	
	普通株式	8,096千株
	A種優先株式	3,000千株

- 注 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成29年6月29日開催の第109期定時株主総会決議、普通株主様による種類株主総会決議により、平成29年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について10株を1株とする株式併合に伴う定款変更を行いました。これにより、発行可能株式総数は288,000千株減少し32,000千株となり、普通株式は32,000千株、A種優先株式は32,000千株となっております。
- また発行済株式総数は、普通株式は72,867千株減少し8,096千株となり、A種優先株式は、27,000千株減少し3,000千株となっております。
3. 普通株式の株式数には自己株式(47,860株)を含んでおります。

(2) 当年度末株主数	普通株式	5,715名
	A種優先株式	1名

(3) 大 株 主

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
南 日 本 銀 行 行 員 持 株 会	522	6.49
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	309	3.84
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 □ 4)	308	3.83
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 □)	308	3.83
株 式 会 社 福 岡 銀 行	280	3.48
一 般 財 団 法 人 岩 崎 育 英 文 化 財 団	238	2.96
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	227	2.82
西 日 本 信 用 保 証 株 式 会 社	217	2.69
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	215	2.67
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	201	2.49

② A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	3,000	100.00

- 注 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 普通株式の持株比率は、自己株式(47,860株)を控除して計算しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 岩部俊夫 指定有限責任社員 永里 剛	39	(注) 5

- 注
- 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
 - 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、39百万円であります。
 - 当行と会計監査人との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約は締結しておりません。
 - 監査役会の同意理由
当行監査役会は、会計監査人からの報告の聴取等を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠などを検討し、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当行における「内部統制システム構築の基本方針」は、以下の通りです。

「内部統制システム構築の基本方針」

当行は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備する。

- 1.取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とし、代表取締役が繰り返し取締役及び使用人に伝えることにより徹底する。
 - (2) コンプライアンス基準等を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - (3) コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する事項を審議・決定する。
 - (4) 事業年度ごとに取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施状況をフォロー点検することによりコンプライアンスを徹底する。
 - (5) 経営企画部を主担当部とし、本部各部及び営業店にコンプライアンス担当者を配置して、コンプライアンスに関する情報を一元的に管理する。
 - (6) 取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス研修、全店統一勉強会等を実施する。
 - (7) 事故防止のため職員の人事ローテーションや連続休暇制度を実施する。
 - (8) コンプライアンス基準に基づき、取締役及び使用人が法令上疑義のある行為等を直接情報提供することについて、取締役及び使用人の全てに周知する。
 - (9) 財務報告の適切性を確保するために、経営企画部リスク統括グループを主担当部署として、必要な内部統制体制を構築する。
 - (10) 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは、銀行単体のみならず他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含めた一切の関係を遮断し、別途定める『反社会的勢力に対する基本方針』に基づき、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固たる態度で対応する。
- 2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保存する。
 - (2) 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 各種リスクの管理体制、リスク管理方針・計画、リスクの測定・評価・管理、報告、検査及び問題点の是正等を定めたリスク管理基準に基づき、リスク管理体制を強固なものにする。

(2) 各種リスクの管理担当部は、リスク管理の状況をリスクカテゴリーに応じてALM委員会、もしくはリスク管理委員会へ報告し、これらの委員会において管理及び対策等を協議・決定する。リスク管理の運営・統括は経営企画部が行う。

(3) 内部監査部門は、内部監査計画に基づいて各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会へ報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 事務分掌・取締役会規程等に基づき、取締役の職務執行の効率化を図る。

(2) コンプライアンスに関する諸問題については、コンプライアンス委員会において審議したうえで、取締役会に付議する。

5. 当行及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 連結子会社等管理規程に基づき、子会社等の重要な業務の決定について当行が適切に管理及び指導を行うことにより、職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、業務の状況についても定期的の子会社等から報告を求める。

(2) 子会社等のコンプライアンス体制、リスク管理体制及び情報管理体制については、経営企画部が指導・監督し、当行及び子会社等から成る企業集団として業務の適正を確保する。

(3) 内部監査部門は、子会社等の重要な業務運営の監査を実施し、その結果を取締役会へ報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役を補助すべき使用人については、監査役会と協議のうえ必要な人員を監査役室に配置する。

(2) 監査役室に所属する使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

(3) 監査役室に所属する使用人の人事異動及び考課等人事権に係る事項については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

7. 当行及び子会社等の役職員等が監査役に報告するための体制

(1) 取締役は、当行及び子会社等の役職員の職務の執行に係る重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを監査役に報告する。

(2) 職務の執行に関し重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した当行及び子会社等の役職員若しくはこれらの者から報告を受けた者は、これを監査役に報告する。

(3) 当該報告をした者に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行ってはならない。

8.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 監査役は、取締役会、経営会議及びその他の重要な会議又は委員会等に出席することができるほか、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役又は職員に対しその説明を求めることができる。
- (3) 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換を行い、監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当行は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき業務の適正を確保するための体制を整備し運用しております。

1.コンプライアンス

社内規程を整備し周知する他、各種会議や各種社内研修を通じ、役職員等に対してコンプライアンスに関する教育を実施し、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、コンプライアンス違反等に関する通報及び相談の適正な処理の仕組みとして内部通報制度「良心ホットライン」を設け、使用人に対する周知を継続的に行っております。

2.リスクマネジメント

当行では、業務上不可避なリスクについて、想定される最大損失が経営基盤を脅かすことのないようコントロールすることを目的としてリスク管理に関するさまざまな規程を整備し、「ALM委員会」及び「リスク管理委員会」を中心とするリスク管理体制を確立しております。

また、業務継続・危機管理体制を整備・強化することを目的とした各種規程・マニュアルを整備し、災害等を想定した訓練も適宜実施しております。

3.財務報告に係る内部統制

当行は、財務報告の適切性を確保するための適切な管理態勢を構築・整備することを目的とした「財務報告にかかる内部統制規程」に基づいて、内部統制評価を実施しております。

4.内部監査

当行の内部監査部門は、当行及び子会社等における内部管理態勢の適切性・有効性を検証するとともに、問題点の発見・指摘にとどまらず、評価及び問題点の提言まで行うこととし、内部監査計画に基づき実施された内部監査結果については、原則として四半期毎に開催される監査報告会を通じて取締役会に報告しております。

7. 特定完全子会社に関する事項

- ・該当事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

- ・該当事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

- ・該当事項はありません。

10. その他

- ・該当事項はありません。

[連結計算書類]

第110期末 (平成30年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	128,178	預 金	742,229
商品有価証券	45	その他負債	5,366
金銭の信託	432	退職給付に係る負債	496
有価証券	85,578	睡眠預金払戻損失引当金	340
貸出金	565,755	偶発損失引当金	526
外国為替	919	再評価に係る繰延税金負債	1,338
リース債権及びリース投資資産	2,133	支 払 承 諾	3,691
その他資産	7,853	負債の部合計	753,988
有形固定資産	12,846	(純資産の部)	
建物	2,608	資 本 金	16,601
土地	9,014	資本剰余金	8,873
リース資産	0	利益剰余金	12,610
その他の有形固定資産	1,223	自 己 株 式	△151
無形固定資産	1,048	株主資本合計	37,934
ソフトウェア	423	その他有価証券評価差額金	2,765
その他の無形固定資産	625	土地再評価差額金	2,797
繰延税金資産	1,600	退職給付に係る調整累計額	△209
支払承諾見返	3,691	その他の包括利益累計額合計	5,353
貸倒引当金	△12,807	純資産の部合計	43,287
資産の部合計	797,276	負債及び純資産の部合計	797,276

第110期 (平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益	14,999	17,865
貸付金	12,885	
有価証券	1,201	
コールローン	0	
預金の利息	58	
その他の引当金	854	
業務の取捨	1,654	
償金の却	249	
その他の債権	962	
信託	1	
の他の託	20	
の他の経	940	
経常費用	505	15,623
預借料	481	
マネー	0	
の他の債	0	
の他の支	1	
業務の取捨	21	
の他の引当	2,384	
の他の業	213	
の他の経	11,145	
の他の常	1,374	
の他の費	922	
の他の入	451	
経常利益		2,242
特別利益	0	0
特別損失	20	34
減損	14	
税引当		2,207
法人税	867	
等税	519	
調整		
住民税		
前払		
当期		
純利益		
調整		
合計		
利益		1,387
額計		820
利益		820
純利益		-
当期		820
純利益		

第110期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	16,601	8,873	12,358	△147	37,685
当期変動額					
剰余金の配当			△587		△587
親会社株主に帰属する当期純利益			820		820
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩			19		19
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△0	252	△3	248
当期末残高	16,601	8,873	12,610	△151	37,934

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,285	2,812	△631	5,466	43,151
当期変動額					
剰余金の配当					△587
親会社株主に帰属する当期純利益					820
自己株式の取得					△3
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩					19
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△520	△15	422	△112	△112
当期変動額合計	△520	△15	422	△112	135
当期末残高	2,765	2,797	△209	5,353	43,287

[計算書類]

第110期末 (平成30年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	128,178	預金	742,285
現金	12,213	当座預金	12,657
預け	115,965	普通預金	261,670
商品有価証券	45	貯蓄預金	2,261
商品	45	通知預金	1,423
金の信託	432	定期預金	453,668
有価証券	85,586	その他預金	8,627
国債	33,481	預金債	1,977
地方債	13,840	借入金	2,496
社債	14,013	未払法人税等	213
株	8,342	未払費用	511
その他	15,909	未払受取預り金	705
貸出	566,299	前払従業員預り金	360
割引手形	3,197	貸付資産	148
手形	23,941	リース負債	2
証書	492,336	引当金	9
当座	46,824	退職給付引当金	9
外国為替	919	睡眠預金損失引当金	535
外国店為替	907	偶発損失引当金	192
その他	12	再評価に係る繰延税金負債	340
資産	6,289	支払承継金	526
未決済為替	159	負債	1,338
未収収益	484	負債の部合計	750,871
金融派生商品	3	(純資産の部)	
その他	5,641	資本	16,601
有形固定資産	12,765	資本剰余金	8,903
建物	2,608	資本準備金	7,500
土地	9,014	その他資本剰余金	1,402
リース資産	9	利益剰余金	12,407
その他の有形固定資産	1,133	利益準備金	943
無形固定資産	1,041	その他利益剰余金	11,464
ソフトウェア	416	繰越利益剰余金	11,464
その他の無形固定資産	625	自己株	△151
繰延税金資産	1,511	株主資本合計	37,761
支払承諾見返	3,691	その他有価証券評価差額金	2,765
貸倒引当金	△12,568	土地再評価差額金	2,797
資産の部合計	794,195	評価・換算差額等合計	5,562
		純資産の部合計	43,323
		負債及び純資産の部合計	794,195

第110期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益	14,171	16,990
資金運用	12,908	
貸付金	1,201	
有価証券	0	
預金	58	
その他	3	
役員受取	1,629	
業務引替	514	
その他	1,114	
外国債	249	
償付債	21	
その他	228	
株式	940	
売却	1	
取得	606	
その他	20	
その他	311	
経常費用	486	
利息	481	
手数料	0	
支払	0	
手数料	1	
手数料	3	
役員支所	2,384	
業務引替	149	
その他	2,234	
商品債	213	
償付債	0	
その他	170	
営所	10,352	
倒引	1,300	
当金	915	
売却	79	
その他	49	
経常利益	256	
	<hr/>	<hr/>
		14,738
		<hr/>
		2,252

招集(通知)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(単位：百万円)

科 目		金	額
特 別 利 益	固 定 資 産 処 分	0	0
特 別 利 益	固 定 資 産 処 損 分	20	34
	減 損	14	
税 引 前 当 期 純 利 益	法 人 税、住 民 税 等 純 利	867	2,218
法 人 税、住 民 税 等	法 人 税 等	520	
法 人 税 等	法 人 税 等		1,387
法 人 税 等	法 人 税 等		830

第110期（平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	16,601	7,500	1,403	8,903
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
利益準備金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	△0	△0
当期末残高	16,601	7,500	1,402	8,903

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	825	11,320	12,145	△147	37,502
当期変動額					
剰余金の配当		△587	△587		△587
当期純利益		830	830		830
利益準備金の積立	117	△117			
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分				0	0
土地再評価差額金の取崩		19	19		19
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	117	144	262	△3	258
当期末残高	943	11,464	12,407	△151	37,761

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,285	2,812	6,097	43,600
当期変動額				
剰余金の配当				△587
当期純利益				830
利益準備金の積立				
自己株式の取得				△3
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の 取崩				19
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△520	△15	△535	△535
当期変動額合計	△520	△15	△535	△276
当期末残高	2,765	2,797	5,562	43,323

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社 南 日 本 銀 行
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩 部 俊 夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 永 里 剛 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南日本銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社 南 日 本 銀 行
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 部 俊 夫 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南日本銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

株式会社 南日本銀行 監査役会

常勤監査役 中野 義明 ㊟

社外監査役 永山 在紀 ㊟

社外監査役 山原 芳樹 ㊟

社外監査役 西山 芳久 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金50円、A種優先株式1株につき、定款の定めにより金58円90銭を配当いたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は579,128,500円となります。

(普通株式：402,428,500円、A種優先株式：176,700,000円)

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月29日（金）といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

利益準備金 115,825,700円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 115,825,700円

第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
①	<p>再任</p> <p>もり とし ひで 森 俊 英 (昭和21年12月14日生)</p>	<p>昭和44年4月 株式会社富士銀行入行 平成7年5月 同行営業第四部長 平成12年6月 同行退職 平成12年6月 当行入行専務取締役 平成16年6月 当行取締役副頭取 平成18年6月 当行取締役頭取 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 事業組合システムバンキング九州共同センター理事長</p>	普通株式 12,700株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当行取締役頭取として経営経験も豊富であり、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			
②	<p>再任</p> <p>さい とう しん いち 齋 藤 眞 一 (昭和27年8月27日生)</p>	<p>昭和50年4月 当行入行 平成5年6月 当行宮田通支店長 平成13年2月 当行卸本町支店長兼市内第三ブロック長 平成17年6月 当行取締役証券・国際部長 平成19年6月 当行取締役総合企画部長兼内部統制室長 平成21年6月 当行常務取締役経営企画部長 平成22年10月 当行常務取締役経営企画部長兼経営計画推進室長 平成25年6月 当行専務取締役 平成29年6月 当行取締役副頭取 現在に至る</p>	普通株式 8,100株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>経営企画及び財務面をはじめ、当行のさまざまな部門で豊富な経験と幅広い知見を有し、その豊富な経験と知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当株式の種類および数
③	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> まつ した ひろ し 松下弘志 (昭和32年8月21日生)	昭和55年4月 当行入行 平成10年8月 当行人吉支店長 平成17年10月 当行武町支店長兼市内第一ブ ロック長 平成19年2月 当行総合企画部部长代理 平成22年6月 当行審査部長 平成23年2月 当行執行役員審査部長 平成25年6月 当行取締役審査部長 平成27年6月 当行常務取締役審査部長 平成28年6月 当行常務取締役人事総務部長 兼人材開発室長 現在に至る	普通株式 4,600株
■ 取締役候補者とした理由 当行常務取締役審査部長・現常務取締役人事総務部長兼人材開発室長を歴任し、その豊富な経験と知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。			
④	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> はる やま けいじろう 春山慶次郎 (昭和34年2月25日生)	昭和58年4月 当行入行 平成14年4月 当行吉野支店長 平成19年7月 当行審査部部长代理 平成20年4月 当行加世田支店長兼加世田ブ ロック長 平成23年2月 当行卸本町支店長 平成24年6月 当行執行役員卸本町支店長 平成25年6月 当行取締役営業統括部長兼支 店支援室長 平成28年6月 当行常務取締役審査部長 平成29年6月 当行常務取締役本店営業部長 現在に至る	普通株式 5,100株
■ 取締役候補者とした理由 当行常務取締役審査部長・現常務取締役本店営業部長を歴任し、その豊富な経験と知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当株式の種類および数
⑤	<p>再任</p> <p>いち づば こう じ 市 坪 功 治 (昭和36年12月27日生)</p>	<p>昭和59年4月 当行入行</p> <p>平成16年10月 当行上町支店長</p> <p>平成18年4月 当行総合企画部企画課長</p> <p>平成21年4月 当行総合企画部部長代理</p> <p>平成23年7月 当行中央支店長兼宮田通支店長兼市内第一ブロック長</p> <p>平成25年6月 当行執行役員経営企画部長兼経営計画推進室長</p> <p>平成26年6月 当行取締役経営企画部長兼経営計画推進室長</p> <p>現在に至る</p>	普通株式 4,000株
<p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>経営企画部門を歴任し、業務全般を熟知しております。その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			
⑥	<p>再任</p> <p>しょう の かず ひろ 正 野 和 広 (昭和37年6月8日生)</p>	<p>昭和60年4月 当行入行</p> <p>平成14年10月 当行東谷山支店長</p> <p>平成17年10月 当行鴨池支店長</p> <p>平成19年7月 当行鹿屋支店長兼笠之原支店長兼大隅ブロック長</p> <p>平成21年2月 当行本店営業部部長代理</p> <p>平成22年6月 当行営業統括部次長</p> <p>平成23年2月 当行営業統括部支店支援室長</p> <p>平成24年6月 当行執行役員営業統括部支店支援室長</p> <p>平成25年6月 当行執行役員卸本町支店長</p> <p>平成26年6月 当行取締役本店営業部長</p> <p>平成28年6月 当行取締役営業統括部長</p> <p>現在に至る</p>	普通株式 4,300株
<p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>当行取締役本店営業部長・現取締役営業統括部長を歴任し、特に営業分野でリーダーシップを発揮するなど、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
⑦	<p>再任</p> <p>はま ぐち なお や 濱 口 直 也 (昭和35年2月3日生)</p>	<p>昭和57年4月 当行入行</p> <p>平成13年7月 当行上町支店長</p> <p>平成15年6月 当行谷山支店長</p> <p>平成19年7月 当行営業推進部部长代理兼営業企画グループ主任調査役</p> <p>平成20年2月 当行国分支店長兼始良ブロック長</p> <p>平成23年2月 当行脇田支店長兼市内第二ブロック長</p> <p>平成24年10月 当行審査部次長</p> <p>平成25年6月 当行証券国際部長</p> <p>平成26年6月 当行執行役員熊本営業部長兼熊本・福岡ブロック長</p> <p>平成29年6月 当行取締役審査部長 現在に至る</p>	普通株式 1,600株
<p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>当行執行役員熊本営業部長兼熊本・福岡ブロック長・現取締役審査部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。</p>			
⑧	<p>再任 社外</p> <p>たか だ もり くに 高 田 守 國 (昭和15年12月14日生)</p>	<p>昭和41年10月 鹿児島県入庁</p> <p>平成8年4月 同県企画部長</p> <p>平成11年3月 同県退職</p> <p>平成11年4月 同県出納長就任</p> <p>平成13年4月 同県副知事就任</p> <p>平成14年6月 同県副知事退職</p> <p>平成15年6月 当行監査役</p> <p>平成24年6月 当行取締役 現在に至る</p>	普通株式 1,000株
<p>■ 社外取締役候補者とした理由</p> <p>鹿児島県出納長・副知事を歴任するなど財務・会計に関して相当程度の知見を有し、その豊富な経験と高い見識を活かし、社外取締役として当行の経営に適切な指導と提言をいただくため、社外取締役候補者としました。</p> <p>なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
⑨	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">社外</div> のまとしみ 野間俊美 (昭和16年2月22日生)	昭和36年4月 鹿児島地方裁判所入所 昭和51年8月 簡易裁判所判事任官 昭和51年10月 司法試験合格 昭和56年11月 簡易裁判所判事退官 昭和56年12月 鹿児島県弁護士会に弁護士登録 平成6年4月 鹿児島県弁護士会会長就任 平成7年3月 鹿児島県弁護士会会長退任 平成14年4月 弁護士法人鹿児島中央法律事務所設立 平成18年4月 法テラス鹿児島地方事務所長就任 平成24年4月 法テラス鹿児島地方事務所長退任 平成25年4月 弁護士法人野間法律事務所代表弁護士 平成27年6月 当行取締役 現在に至る ■重要な兼職の状況 弁護士法人野間法律事務所代表弁護士	普通株式 2,000株
■社外取締役候補者とした理由 弁護士として企業法務に精通し、その専門的な知識・経験等を社外取締役として当行の経営全般に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

- 注 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 高田守國氏、野間俊美氏は社外取締役候補者であります。
3. 高田守國氏、野間俊美氏は現任の社外取締役であり、両氏の社外取締役の就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって高田守國氏が6年、野間俊美氏が3年となります。
4. 当行は高田守國氏、野間俊美氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当行は、高田守國氏、野間俊美氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

第3号議案

監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役永山在紀氏、山原芳樹氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
①	<p>再任 社外</p> <p>なが やま あり のり 永山在紀 (昭和15年5月3日生)</p>	<p>昭和40年4月 積水化学工業株式会社入社 平成5年4月 同社東京支店長 平成8年6月 同社退社 平成8年7月 南国殖産株式会社入社常勤顧問 平成8年12月 同社取締役企画部長 平成9年12月 同社常務取締役 平成16年12月 同社代表取締役社長 平成18年6月 当行監査役 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 南国殖産株式会社代表取締役社長</p>	—
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>南国殖産株式会社の代表取締役社長であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役候補者となりました。</p>			
②	<p>再任 社外</p> <p>やま はら よし き 山原芳樹 (昭和17年5月11日生)</p>	<p>昭和44年7月 鹿児島大学助手教養部採用 昭和45年7月 鹿児島大学講師教養部 昭和50年10月 鹿児島大学助教教養部 昭和63年10月 鹿児島大学教授教養部 平成9年4月 鹿児島大学教授教育学部（国際理解教育） 平成20年3月 鹿児島大学退職 平成20年4月 鹿児島大学名誉教授 平成22年6月 当行監査役 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 鹿児島大学名誉教授</p>	—
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>長年鹿児島大学教授として勤務され、研究者として培われた専門知識及び経験等を活かし、社外監査役として職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役候補者となりました。</p> <p>なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、教育学者としての経験と見識に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有しておられ、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。</p>			

- 注 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永山在紀氏、山原芳樹氏は社外監査役候補者であります。
3. 永山在紀氏、山原芳樹氏は現任の社外監査役であり、両氏の社外監査役の就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって永山在紀氏が12年、山原芳樹氏が8年となります。
4. 当行は、永山在紀氏、山原芳樹氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当行は、山原芳樹氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

以 上

